

# 福島県地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年10月6日]

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 第1 2 (2)安達太良山
1	意見等	構成機関	藤縄委員
		「1900（明治33）年の水蒸気噴火では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者80名以上を出した。」という記載を「1900（明治33）年の水蒸気噴火では、 <u>死者80名以上を出し、また、沼ノ平にあった硫黄精錬所も吹き飛ばされた。</u> 」とする。	
	理由等 (検討経過)	硫黄精錬所が吹き飛ばされることによって80名以上がなくなったわけではなく、いずれの被害も噴火に由来するから。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第1節 第1 2 (2)安達太良山
2	意見等	構成機関	藤縄委員
		「噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。」という記載を「 <u>山頂部～沼ノ平火口周辺にかけては、噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。</u> 」とする。	
	理由等 (検討経過)	場所を特定しておく方が情報として正確だと考えます。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第1 2 各火山の噴火警戒レベル表
3	意見等	構成機関	安達地方広域行政組合消防本部
		各噴火警戒レベル表において、予報の項目で住民等の行動及び登山者・入山者等への対応の欄に「住民は通常的生活。」を追記してはどうか。	
	理由等 (検討経過)	気象庁等でHP掲載している同様の噴火警戒レベル表では記載があり、統一化を図るため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第1 2 吾妻山の噴火警戒レベル表
4	意見等	構成機関	福島地方気象台
		噴火警戒レベル3の想定される現象等に「火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性」を追記	
	理由等 (検討経過)	記載漏れ	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 第1 2 安達太良山の噴火警戒レベル表
5	意見等	構成機関	佐藤委員
		レベル1の想定される現象等にある【過去の事例】1996年9月について「白色噴煙」を「噴気」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第2節 各火山情報連絡系統図
6	意見等	構成機関	陸上自衛隊第44普通科連隊
		各火山情報連絡系統図に「陸上自衛隊第44普通科連隊」を追加。	
	理由等 (検討経過)	各関係機関との情報共有及び迅速な初動対応態勢の確立のため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第2 1 (1)噴火警報
7	意見等	構成機関	福島地方気象台
		本文中の「避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象」を「避難までの時間的猶予がほとんどない現象」に修正	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第2 1 (4)火山の状況に関する解説情報
8	意見等	構成機関	三浦委員
		・「現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては・・・」との記載を「噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては・・・」と修正すべき。	
	理由等 (検討経過)	「現時点」とは「現在の時点、今（いま）現在」という意味なので、「この文章の執筆時点で」ということになり不適切であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第2 1 (5)降灰予報
9	意見等	構成機関	福島地方気象台
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のとおり修正</li> <li>ア 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> </li> <li>イ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。</li> </ul> </li> <li>（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</li> <li>ウ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。</li> <li>・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。</li> </ul> </li> <li>（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</li> <li>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</li> </ul> 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。	
	理由等 (検討経過)	降灰予報（速報）と降灰予報（詳細）について追記及び記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第2 1 (7) ウ
10	意見等	構成機関	三浦委員
			・「噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表。」との記載を「噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに周知するために発表。」と修正すべき。
	理由等 (検討経過)	前後の文体と整合させるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第2 3
11	意見等	構成機関	福島地方気象台
			図の仙台管区気象台の右側の矢印の先を「東北管区警察局」から「警察庁本庁」に修正。
	理由等 (検討経過)	噴火警報等の伝達ルートが令和3年3月31日から、仙台管区気象台→警察庁本庁へ変更になっているため	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第5章 第3節 第3 2 (2)
12	意見等	構成機関	福島地方気象台
			「県(危機管理総室)及び市町村は、火山の現象や避難に関する情報について緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ伝達するものとする。」の緊急速報メールについて、県や市町村から配信されない場合は、「防災行政無線等」に変更が必要。
	理由等 (検討経過)	気象庁から直接配信する火山に関する緊急速報メールは、令和3年10月28日で配信終了のため。	

※福島地方気象台からの意見については、仙台管区気象台・山形地方気象台・福島地方気象台で意見をすり合わせのうえ、当該3委員まとめた意見となっています。